

R5.8.24
健康づくり推進協議会
資料2-1

健康日本21 第3次計画概要

厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。
健康増進法第7条1

国民健康づくり対策の展開

S53(1978)

第1次

「自分の健康は自分で守る」

- 生涯を通じる健康づくり推進
- 健康づくりの基盤整備
- 健康づくり普及啓発

S63(1988)

第2次

運動普及に重点

アクティブ80ヘルスプラン

- 栄養・運動・休養の全てで
均衡のとれた健康的な生活
習慣の確立

H12(2000)

第3次

壮年期死亡減少
健康寿命延伸・生活の質向上

21世紀における国民健康
づくり運動
(健康日本21)

- 具体的な目標設定と評価
- 一次予防を重視

H25(2013)

第4次

健康寿命の延伸
健康格差の縮小

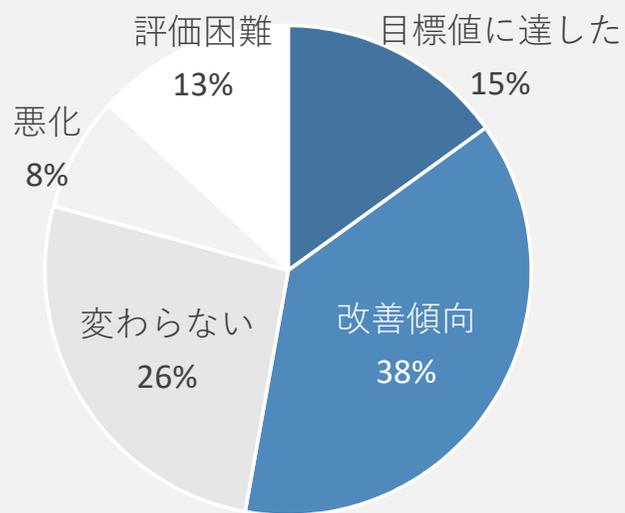
21世紀における第2次国民
健康づくり運動
(健康日本21第2次)

- 生活習慣に加え社会環境の
改善を目指す

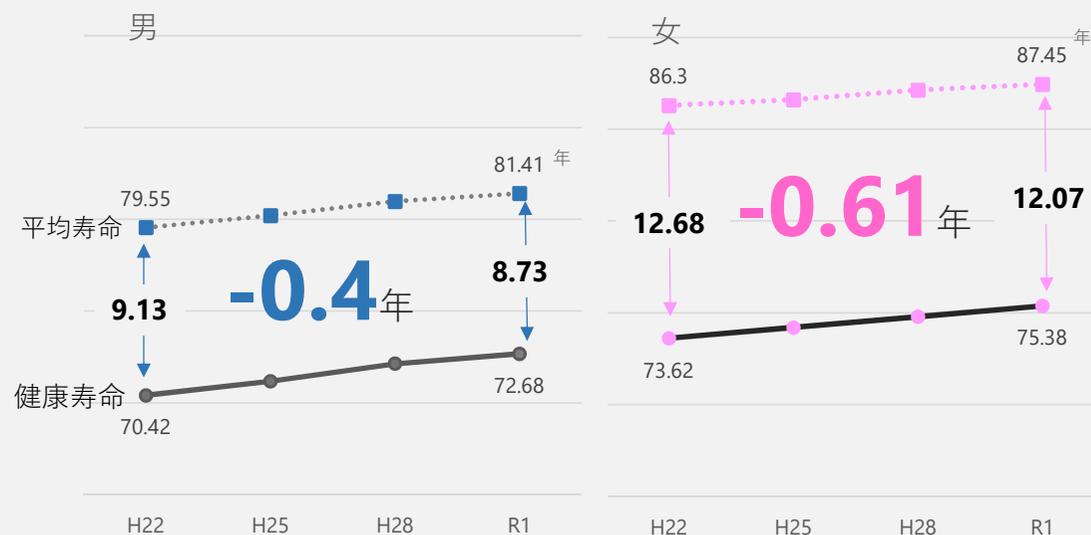
参考 健康日本21(第三次)推進のための説明資料R5.5
厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

健康日本21は、基本方針の理念に基づき、目標期間、目標数値を有する具体的な計画として位置づけられる。

目標53項目のうち、
約半数以上が改善



平均寿命と健康寿命の期間が短縮
健康寿命は着実に**延伸**しつつある



悪化した目標項目



メタボリックシンドロームの
該当者及び予備軍の減少



適正体重の子供の増加



睡眠による休養を
十分に取れていない者の割合の減少



生活習慣病のリスクを高める量を
飲酒している者の割合の減少

悪化した目標項目



メタボリックシンドロームの
該当者及び予備軍の減少



適正体重の子供の増加



睡眠による休養を
十分に取れていない者の割合の減少



生活習慣病のリスクを高める量を
飲酒している者の割合の減少

ころとん：本市の評価と共通する項目

すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

健康日本21(第三次)の全体像

○ 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置く。

ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

誰一人取り残さない健康づくり (Inclusion)

集団や個人の特性を踏まえた健康づくり
性差や年齢、ライフコースを加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む幅広い世代へのアプローチ
自然に健康になれる環境づくりの構築

多様な主体による健康づくり
産官学を含めた様々な担い手の有機的な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向で国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

より実効性をもつ取組 (Implementation)

目標の設定・評価
エビデンスを踏まえた目標設定、中間評価・最終評価の精緻化

アクションプランの提示
自治体の取組の参考となる具体的な方策を提示

ICTの利活用
ウェアラブル端末やアプリなどテクノロジーを活用

※期間は、令和6～17年度の12年間の予定。

重点

- ・ 誰一人取り残さない健康づくり
- ・ より実効性をもつ取組

健康日本21(第3次)の概念

「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」は不変

社会環境の質の向上を土台に、個人の行動と健康状態改善などから達成へ

健康日本21(第三次)の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

生活習慣の改善
(リスクファクターの低減)

生活習慣病(NCDs)の発症予防

生活習慣病(NCDs)の重症化予防

生活機能の維持・向上

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

自然に健康になれる環境づくり

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

New!

視点

- 性差に着目した取組(女性)
- 自然に健康になれる環境づくり
- 個人の健康情報の利活用

健康日本2 1(第3次)の計画期間は**12年**に

- 理由**
- ・ 関連する計画（医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業(支援)計画等）と期間を合わせる
 - ・ 短期間で健康増進への効果を測る事が難しい



前橋市 健康増進計画(第3次) 骨子(案)

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案し、
当該市町村の住民の健康の増進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
健康増進法第8条の2

骨子 第3次(案)

第Ⅰ章 健康まえばし21とは

- 1 計画の趣旨と新計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第Ⅱ章 前橋市の状況

- 1 前橋市の健康に関する状況
- 2 2次計画最終評価の結果と今後の課題

第Ⅲ章 健康まえばし21（第3次計画）

- 1 基本理念
- 2 健康目標
- 3 基本的な方向
- 4 個別目標と施策

第Ⅳ章 健康まえばし21（第3次計画）の推進

- 1 推進体制
- 2 関連事業

第2次後期

第Ⅰ章 健康まえばし21とは

- 1 計画の趣旨と見直しの背景
- 2 計画の位置づけと計画期間
- 3 後期計画の策定方針

第Ⅱ章 前橋市の健康水準

第Ⅲ章 中間評価と今後の課題

第Ⅳ章 新たな健康目標・具体的な取組

- 1 計画の全体像
- 2 新たな健康目標・具体的な取組のポイント
- 3 目標・具体的な取組・評価指標の一覧

第Ⅴ章 健康まえばし21（第2次計画）の推進

- 1 体制図
- 2 関連事業